

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 井上俊介
【住所又は本店所在地】	日比谷中田法律事務所 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号富国生命ビル
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年4月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	マルマン株式会社
証券コード	7834
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	モーツァルト アドバイザーズ コリア リミテッド
住所又は本店所在地	大韓民国ソウル特別市瑞草区沙平大路12キル55 アッパーハウス 2、5B
事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 井上 俊介
電話番号	03-5532-3105

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	株式会社マルマン코리아
住所又は本店所在地	大韓民国ソウル特別市江南区永東大路511 トレードタワー34階（三成洞）
事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 井上 俊介
電話番号	03-5532-3105

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年4月5日
訂正箇所	<訂正> 平成30年4月10日に提出いたしました変更報告書No.5は提出事由が存在しないため取り下げします。